

岐阜労働局発表
平成24年5月18日
解禁 5月21日要請終了後

担	岐阜労働局監督課
	監督課長 松野 明広
当	監察監督官 大谷 徹
	電話 058-245-8102
	夜間 058-206-4102

岐阜県バス協会に労働時間等労務管理の徹底を要請

－ 関越道自動車事故を踏まえ、岐阜労働局長が要請 －

平成24年4月29日に群馬県内の関越自動車道で高速ツアーバスが発生させた、死亡7名、39名が重軽傷を負った重大な自動車事故を踏まえ、岐阜労働局（局長：矢部憲一）は、（社）岐阜県バス協会会長（岸野吉晃：岐阜乗合自動車㈱社長）を岐阜労働局に招致し、局長からバス運転者の労働時間管理等労務管理の徹底を要請する。

要請の予定日時等は、次のとおり。

- (1) 日 時 平成24年5月21日（月）午前10時
- (2) 場 所 岐阜労働局 局長室
（岐阜市金竜町5丁目13番地 岐阜合同庁舎3階）
- (3) 要請文 別添1のとおり

1 バス事業場に対する監督指導結果について

- (1) 過去5年間（平成19年4月～同24年3月）に岐阜県内の7労働基準監督署において実施した監督指導結果をみると、監督を実施した35事業場のうち29事業場（違反率82.9%）において労働基準法等の違反が認められたほか、14事業場で「自動車運転者の労働時間等改善のための基準（平成元年労働省告示第7号）」（別添2参照）に違反（違反率40.0%）していたことから、是正勧告等の行政指導を行った。
- (2) 主な法違反は、労働時間（15件、違反率52.4%）、割増賃金（10件、違反率28.6%）、労働条件の明示（7件、違反率20.0%）、賃金台帳整備（7件、違反率20.0%）である。また、改善基準違反は、最大拘束時間（10件、違反率28.6%）、休息期間（7件、違反率20.0%）、連続運転時間（5件、違反率14.3%）である。

2 今後の対応について

岐阜労働局・労働基準監督署では、今回の事故を踏まえ、岐阜県内のバス事業場に対し、国土交通省中部運輸局岐阜運輸支局との連携を図り、合同監督・監査等を実施することでバス運転者の労働時間等の労働条件確保対策に取り組むこととする。



平成 24 年 5 月 21 日

社団法人岐阜県バス協会
会長 岸野 吉晃 殿

バス運転者の労働時間等労務管理の徹底に関する要請書

労働行政の推進につきまして、日頃よりご理解を賜り感謝申し上げます。

さて、平成24年4月29日、群馬県内の関越自動車道で、いわゆる高速ツアーバスとして運行していた貸切バスが、道路左側の防護壁に衝突して大破し、乗客7名が死亡、当該バスの運転者を含む39名が重軽傷を負うという重大な自動車事故が発生しました。

この事故に関しては、労働基準法や自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（以下「改善基準告示」という。）などの違反の有無について現在調査中です。

また、事故の重大性を考えますと、厚生労働省としても、国土交通省と連携を図り、今後の対策を検討していくことにしていますが、この問題は、乗客の生命のみならず、バス運転者の労働条件の確保の観点から、看過しえないものであり、同種事故の発生を防止するためには、現行の法令等を遵守していただくことが何よりも重要です。

つきましては、貴職には、バス運転者の労働基準法等、改善基準告示、特に以下の事項の遵守徹底と配慮について、改めて傘下の企業にご指導いただきますようお願いいたします。

なお、本要請に係る貴会の取組状況について、7月2日（月）までに文書で報告するよう併せてお願いいたします。

- 1 労働者の労働時間等については、労働基準法に以下のように定められているので、その遵守を改めて徹底すること。
 - ① 労働時間は、休憩時間を除き1週間について40時間、1日について8時間以内
 - ② 休憩時間は、労働時間が6時間を超える場合には少なくとも45分、8時間を超える場合には少なくとも1時間
 - ③ 休日は、原則として、毎週少なくとも1回
 - ④ 上記①、③を超えて労働者に時間外労働又は休日労働を行わせる場合には、時間外労働・休日労働に関する協定を締結し、所轄労働基準監督署への届出

- 2 バス自動車運転者の労働時間等については、改善基準告示において以下のように定められているので、その遵守を改めて徹底すること。
- ① 1日の運転時間は9時間以内（2日平均）
 - ② 連続運転は4時間以内
 - ③ 1日の拘束時間は原則13時間以内、最大16時間
 - ④ 休息期間（勤務と次の勤務の間の時間）は継続8時間以上
- 3 労働安全衛生法に基づき、常時使用する労働者に対して1年に1回、深夜業を含む業務に常時従事する労働者に対して6月以内ごとに1回、それぞれ定期的に医師による健康診断の実施を改めて徹底すること。

岐 阜 労 働 局 長

矢部 憲一